

◎佐賀県条例第7号

佐賀県部設置条例の一部を改正する条例

佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策部 ア～オ 略</p> <p>(2) 総務部 ア・イ 略 <u>ウ 統計に関すること。</u> エ・オ 略</p> <p>(3) 地域交流部 ア 略 <u>イ 市町その他の地方公共団体の行政一般に関すること。</u> <u>ウ～カ</u> 略</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策部 ア～オ 略 <u>カ 統計に関すること。</u></p> <p>(2) 総務部 ア・イ 略 <u>ウ 市町その他の地方公共団体の行政一般に関すること。</u> エ・オ 略</p> <p>(3) 地域交流部 ア 略</p> <p><u>イ～オ</u> 略</p> <p>(4)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。